

<これまでの議論と関連する動き>

- 1951年12月 博物館法公布 → 保護・助成に値する博物館の選別
- 1955年7月 博物館法改正 → 博物館相当施設の規定を追加
- 2003年 地方自治法改正 → 指定管理者制度の導入
- 2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」 (これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議)
- 2008年6月 社会教育法等の改正 → 教育基本法の改正を踏まえた既定の整備、運営状況の評価の追記等
- 2011年12月 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改正
- 2017年7月 「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」 (日本学術会議)
- 2017年12月 「文化経済戦略」策定
- 2018年6月 文部科学省設置法改正 → 博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管
- 2019年6月 分権一括法 → 博物館の所管を地方公共団体の長とすることが可能に
- 2020年5月 文化観光推進法公布
- 2020年8月 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」 (日本学術会議)

現行法における登録・指定制度は、戦後、公立への補助と公益法人への税制上の優遇を行い、博物館を増加させるための枠組みであったことから、現在では、大きくは以下のような課題を抱えていると考えられる。

A 対象

登録制度の対象が、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等の博物館に限定されており、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は対象外。※相当施設は設置者要件なし

B 審査基準・内容

審査が外形的な基準（学芸員の配置の有無、年間開館日数、施設の面積等）によって行われており、実質的な活動内容が審査されておらず、質や公益性を担保するものとなっていないため、博物館の質の向上に貢献できていない。

C メリット

歴史的経緯から、現在では登録・相当指定のメリットがほとんどなく、博物館全体の2割程度の館しか登録・指定されていない。

 法律と実態の乖離を解消し、博物館が制度を通じて活動の質の維持・向上を図ることができる仕組みに改善することが必要

① 制度の理念と目的

- すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みへ

② 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃

③ 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

④ 審査基準

- 外形的な基準から、博物館機能・設備の保有や実質的な活動を評価する基準へ転換
- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見。名称独占についても検討。※法令上の整理が必要

⑤ 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を実施
 - ➡ 第三者機関に審査を移行／都道府県がそれぞれ審議会を組織／その他
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与

⑥ 質保証と評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。EX. 定期的なモニタリング、更新制の導入

⑦ 学芸員資格制度との関係

① 制度の理念と目的

- すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みへ

② 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃

③ 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

④ 審査基準

- 外形的な基準から、博物館機能・設備の保有や実質的な活動を評価する基準へ転換
- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見。名称独占についても検討。※法令上の整理が必要

⑤ 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を実施
 - ➡ 第三者機関に審査を移行／都道府県がそれぞれ審議会を組織／その他
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与

⑥ 質保証と評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。EX. 定期的なモニタリング、更新制の導入

⑦ 学芸員資格制度との関係

① 制度の理念と目的について

- 新制度の理念は、2007年報告書の理念を引継ぎ、「望ましい博物館像を社会が共有し、それに向けて博物館が断続的に博物館の改善、向上を目指した努力を奨励する制度」としてよいか。
- 当時から変化した状況や新たに考慮すべき事項はあるか。

【現行制度】

【登録】

登録制度を設けた理由（博物館法案立案時の資料より抜粋）

博物館の機能は、各種各様の有益な資料によって基礎づけられるものであり、またその各種類に渡る資料が常に公共的に活用されることが大切なのであって、**博物館の基本的、公共的な機能を確保**することが第一の要件である。したがって、かかる博物館を期待する場合は単にその設置主体のみを限定することでは充分ではない。

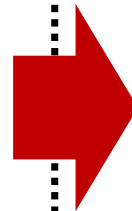
つまり、博物館の設置について、単にその報告とか届出とかによってこの法律に規定する機能を持つ博物館が直ちに予想されるとは申されないものであって、ここに**博物館の公共的活動の基本的要件を備えているかどうかを審査する必要性**が生じてくるのである。（後略）

又、税法上の特例を規定する関係上、**脱税を目的として設置されるような私立博物館を排除**するためにも、この制度を設ける必要を感じたわけである。これは博物館を拘束するというのではなく、博物館の特異性から、その機能の基礎を確保し、積極的にその助成を図ろうとするためのものである。

【相当】

相当施設の指定制度を設けた理由（S30改正時の資料より抜粋）

博物館相当施設については、現行法附則（中略）に規定されているが、これは、主として学芸員の暫定資格を広く与えるためにとられた措置である。しかし、この指定は、**博物館の教育活動を促進・助長**する面で大きな成果を収めているので、指導助言権を与えるなど現行規定を更に明確にし、博物館の総合的な発展に資するため、本則において規定したものである。



【新制度】

2007年報告書

- 新しい博物館登録制度の意義とは、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者(住民等)など、**社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること**」と考える。
- 一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、**登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。**

① 制度の理念と目的について

「新しい時代の博物館制度の在り方について」（2007年6月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

新たな登録制度では、上記の運用上の問題の改善・解決を図るだけでなく、登録制度が社会的な説明責任や信頼を得るための手段となるよう、図っていく必要がある。

この点に関し、我が国の博物館登録制度と類似した博物館基準認定制度を運用している英国の博物館・図書館・文書館会議（MLA）は、同制度において「社会のために委託されたコレクションを持ち、現在と未来の世代のために責任を持って公共の資産を管理する機関として、博物館に対する信頼を育てること」等の利点があるとして、博物館の運営方式、利用者サービス、来館者用施設、収蔵品管理といった活動に関わる項目の審査を行っている。

このような考え方は、社会的基盤こそ違うものの、我が国の博物館登録制度を考えていく上で共有してよい。

新しい博物館登録制度の意義とは、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」と考える。

このような考え方にに基づき、新しい登録基準等具体的な制度設計は以下を配慮したものとする必要がある。

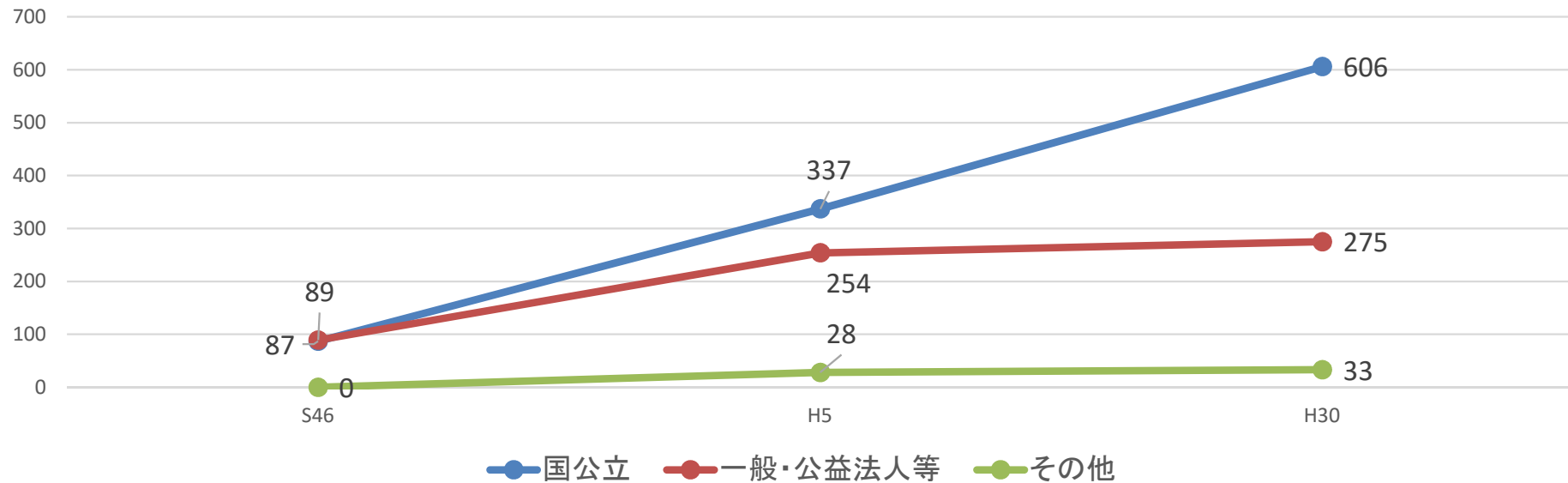
- ① 資格を有する学芸員の配置など、設置者の違いや、施設の規模等に応じて、登録博物館として当然有するべき要件、機能を備えていることについて確認できること
- ② 博物館がその活動において、公共に資する視点でそれぞれの館に相応しい使命と計画を設定し、どれだけ実践しているかという視点で審査を行えること
- ③ 我が国の博物館活動の多くを支えている中小の博物館や私立博物館も含め、できるだけ多くの博物館が参加できること
- ④ 各関係者に〈別紙2〉に示すような利点をもたらすことが期待できるほか、私立の登録博物館への税制上の優遇措置が登録制度の意義をより高める効果を発揮しているように、登録博物館になることの見えるメリットが多くあること。

一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、**登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。**

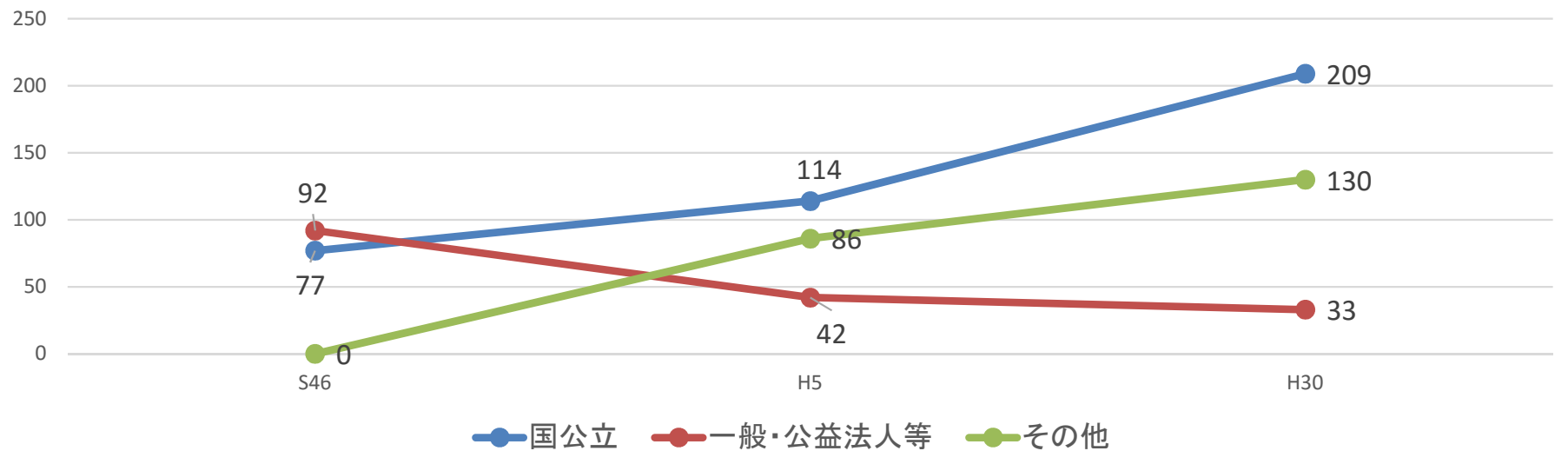
このような点を踏まえ、博物館登録制度は、博物館法の中核の制度として引き続き発展させていくべきである。

②対象範囲(設置主体要件)について

登録博物館数の推移



博物館相当施設数の推移



②対象範囲(設置主体要件)について

- 設置主体が多様化する現状を考慮し、また、博物館の活動の内容を重視する観点から、**地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃してはどうか。**
- **博物館相当施設の指定制度は、登録制度に一本化してはどうか。**

【現行制度】

【登録】

- 地方公共団体 ※
- 一般社団法人もしくは一般財団法人
- 宗教法人
- 日本赤十字社（政令）
- 日本放送協会（政令）

※ 博物館の設置・管理は教育委員会の所管。
条例で定める場合は首長部局に移管可。
(地教行法第21条、第23条)

【相当】

設置者要件なし

【新制度】

【認証（仮称）】

- **国**
- **独立行政法人**
- **大学**
- 地方公共団体
- **地方独立行政法人**
- 一般社団法人もしくは一般財団法人
- 宗教法人
- 日本赤十字社（政令）
- 日本放送協会（政令）
- **株式会社等の営利法人**
- **個人**

※ 新制度の名称については、法令上の整理が必要であるため、日本学術会議提言を仮称として記載。

③ 制度と連動した博物館振興策について

- 現行制度における一定の基準を上回る全ての館に対する支援を拡充するとともに、特定の分野や役割で卓越した館に対して支援する枠組みを新設してはどうか。

【現行制度】

一定の基準を上回る全ての館に対する支援の枠組み

【登録】

- 標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除（関税率法第15条、同施行令第17条）
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能（美術品公開促進法 第2条）
- 美術品補償制度の利用が可能（美術品損害補償法 第2条）
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能（種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10）
- 土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除有（租税特措法 第33条他）
- 施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮（土地区画整理法 第95条）
- 激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助【公立のみ】（激甚法 第16条）
- 設置主体の公益法人の認定が可能【私立のみ】
 - ・ 地方税法等の優遇が適用
 - ・ 施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能

【相当】

- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能
- 施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮
- 激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助【公立のみ】

維持
拡充

新設

【新制度】

一定の基準を上回る全ての館に対する支援の枠組み

【認証（仮称）】

- 標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除（関税率法第15条、同施行令第17条）
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能（美術品公開促進法 第2条）
- 美術品補償制度の利用が可能（美術品損害補償法 第2条）
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能（種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10）
- 土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除有（租税特措法 第33条他）
- 施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮（土地区画整理法 第95条）
- 激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助【公立のみ】（激甚法 第16条）
- 設置主体の公益法人の認定が可能【私立のみ】
 - ・ 地方税法等の優遇が適用
 - ・ 施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能

+

全ての館に対するメリット拡充

+

特定の分野で卓越する館に対する支援の枠組み

【特定認証（仮称）】

（新設）

<これまでの議論と関連する動き>

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

- 博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計に
- すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要
- 審査基準の柱は、経営（マネジメント）、資料（コレクション）、交流（コミュニケーション）

2008年3月 「博物館の評価基準に関する調査研究」報告書（公益財団法人 日本博物館協会）

「基礎的な共通基準案」を提言

- 外形的な基準に活動面を加味（1 設置、2 経営、3 資料、4 調査研究、5 展示、6 教育普及、7 職員、8 施設設備の8領域に再編し、それぞれに共通基準を設定）
- 現代的な課題への対応
- 各館の多様性を尊重し、各館の使命・目的に応じた博物館像を設定することを支援

2011年12月 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改正

※登録の基準に対して、博物館法第8条の規定に基づき、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当であると
考えられる、より水準の高い内容を定めたもの

2012年 「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」の決定（公益財団法人 日本博物館協会）

2017年3月 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書（公益財団法人 日本博物館協会）

「基礎的な共通基準案」を見直し

- 「望ましい基準」及び「博物館の原則」との内容の整合性を図る
- 特に小規模館に配慮して規模の大小を問わず適用できる内容とする

④ 審査基準について

- 外形的な基準から、**実質的な活動を評価する基準へ転換**することによいか。

【現行制度】

外形的な基準に基づき審査（自治体ごとに多様な運営）

【登録】

法律上の目的を達成するために必要な

- ① 博物館資料があること
 - ② 学芸員その他の職員を有すること
 - ③ 建物及び土地があること
- 及び
-
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること

【相当】

事業を達成するため必要な

- ① 資料を整備していること
 - ② 専用の施設及び設備を有すること
 - ③ 学芸員に相当する職員がいること
- 及び
-
- ④ 当該施設及び設備を公開すること
 - ⑤ 一年を通じて100日以上開館すること



博物館の設置及び運営上の望ましい基準

【新制度】

実質的な活動の質を審査

【認証（仮称）】

【特定認証（仮称）】

特定の分野における博物館活動をけん引する
にふさわしい館の基準

都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査結果（平成19年5月）

都道府県教育委員会に平成18年10月1日を基準日に調査。以下、都道府県は「県」で統一。

博物館登録業務の状況

- 登録審査の実施主体は一般行政職員が34県、外部有識者等の審査委員会が6県
- 博物館登録審査基準要項を「都道府県教育委員会規則に内容を反映している」のが15県、「審査基準として参考にしていない」のが29県
- 1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数は、年間0.43件
- 過去3年間で登録の申請がなかった県が14県（約3割）
- 登録博物館の定期的な確認調査を行っていない県が85%で大半

博物館相当施設指定業務の状況

- 博物館相当施設の取扱を特に都道府県教委規則で定めていないのが85%で大半
- 1県あたりの平均の指定審査の処理件数は、年間0.28件
- 過去3年間で相当の指定の申請がなかった県が31県（約3分の2）

博物館行政の状況

- 博物館業務の専任職員を設置しているのは6県のみ
- H15年の「望ましい基準」の定期的な確認・指導をしているのは僅かで、周知にとどまっているのが31県
- 私立博物館に報告を求めたり、指導助言を行っている県は3割程度